

平成 26 年 7 月 14 日
健康部生活衛生課

練馬区災害時ペット管理ボランティア事業の実施について

1 目的

練馬区地域防災計画および練馬区災害時ペット対策に関する基本的な考え方に基づき、動物の飼育管理に知識や技能等を有する者と区が協働して災害時のペット対策を行うことで、区民の安全安心を確保することを目的とする。

このため、練馬区災害時ペット管理ボランティアを募集、登録し、区の災害時のペット対策を進めていく。

2 主な登録要件

- ・ ボランティアとして区と協働して活動する意欲があること。
- ・ 満 18 歳以上であること。
- ・ 動物の適正飼育についての知識や技能等を有すること、または動物の適正飼育についての経験等があること。
- ・ 動物を取り扱う活動をする上で、健康上の問題がないこと。
- ・ 食事や活動場所への移動手段等を用意できること。また、活動に要する費用を自己負担できること。

3 活動内容

- ・ 避難拠点において、ペットを連れて避難した飼い主（以下「同行避難者」という。）の登録を行う。
- ・ 同行避難者が編成する動物保護班に加わり、避難拠点に設置された動物避難所において、ペットの世話や清掃を行う。
- ・ 飼育できなくなったペットを収容するために区が設置する（仮称）動物救護センターにおける施設の運営維持やペットの世話等を行う。
- ・ 避難拠点運営連絡会や区の主催する会議、訓練等に参加する。

4 今後の活動

ボランティア登録者に対し、研修を実施するとともに同行避難訓練等の参加を通して、発災時の活動に備える。

5 募集方法

6 月 11 日号「ねりま区報」およびホームページで募集を開始し、通年募集する。